

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和6年8月7日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国民年金関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2400115号

厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2400042号

第1 結論

請求者のA社における令和2年7月22日及び同年12月18日の標準賞与額をそれぞれ50万円、令和3年12月17日の標準賞与額を55万円に訂正することが必要である。

令和2年7月22日、同年12月18日及び令和3年12月17日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る令和2年7月22日、同年12月18日及び令和3年12月17日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和43年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 令和2年7月22日

② 令和2年12月18日

③ 令和3年12月17日

A社から支払われた請求期間①、②及び③の賞与について、標準賞与額が保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっているが、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された賃金台帳及び源泉徴収簿並びに請求者から提出された賞与支給明細書により、請求者は同社から請求期間①及び②は50万円、請求期間③は55万円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

なお、事業主が請求者の請求期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出(請求期間①及び②:令和6年6月7日受付、請求期間③:同年6月24日受付)し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行

していないと認められる。

厚生局受付番号 関東信越（東京）（受）第 2400003 号
厚生局事案番号 関東信越（東京）（国）第 2400019 号

第 1 結論

昭和 54 年*月から昭和 55 年 11 月までの請求期間、昭和 57 年 4 月から同年 8 月までの請求期間及び平成 3 年 12 月の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和54年*月から昭和55年11月まで
② 昭和57年4月から同年8月まで
③ 平成3年12月

請求期間①及び②について、当該期間当時に国民年金の加入手続を行ったかどうかは覚えていないが、国民年金保険料の納付書が届いていたため、自分の貯金の中から国民年金保険料を納付していた。請求期間①当時、納付が遅れ、一度、社会保険事務所（当時）から督促の電話が入ったことがあるが、それ以降は期限に遅れないように納付していた。

請求期間③については、A国留学から一時帰国した際に国民年金保険料の納付書が届いていたため、1か月分であったが、社会保険事務所に国民年金保険料の納付が必要か確認した上で納付した。

請求期間①、②及び③に係る国民年金保険料の納付記録がないので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

1 請求期間①及び②について、請求者は、当該期間に国民年金保険料の納付書が届いていたので、当該納付書を使用して納付していたと主張しているが、国民年金の加入手続を行ったかどうか覚えていない上、国民年金保険料の納付場所及び納付額についても記憶が明確でないことから、請求者の当該期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付状況が不明である。

また、オンライン記録により、請求者の国民年金手帳記号番号（以下「国民年金番号」という。）「*」（現在は基礎年金番号に統合済み。）の前後に国民年金番号が付与された任意加入被保険者に係る資格取得年月日から、請求者の国民年金の加入手続が行われたのは、昭和 62 年

8月ないし同年9月であると推認できる。

さらに、請求者は、上述の加入手続が行われるまでは国民年金に未加入であることから、国民年金保険料の納付書は発行されない上、当該加入手続時点においては時効により、請求期間①及び②に係る国民年金保険料を納付することはできない。

加えて、請求者の主張のとおり、請求期間①及び②当時に国民年金保険料を納付するためには、請求者に上記国民年金番号とは別の国民年金番号が払い出されている必要があるが、社会保険オンラインシステム及び年金情報総合管理・照合システムにおける氏名検索による調査において、請求者に別の国民年金番号が払い出されたことを確認することはできない。

- 2 請求期間③について、請求者は、留学先のA国から一時帰国（平成4年12月16日から平成5年1月5日までの間）した際に、国民年金保険料の納付書が届いていたため、社会保険事務所に電話で国民年金保険料の納付が必要か確認した上で納付した旨主張しているが、A国へ留学する直前の平成3年12月下旬に会社を退職した後に国民年金被保険者の加入手続を行ったかどうか覚えていない上、国民年金保険料の納付場所及び納付額についても記憶が明確でないことから、請求者の当該期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付状況が不明である。

また、オンライン記録により、請求期間③の国民年金被保険者の資格処理年月日は、平成6年3月29日であることが確認でき、上述の一時帰国時点では、当該期間に係る国民年金被保険者資格を取得していないため、国民年金保険料の納付書は発行されない上、当該資格処理時点においては時効により、当該期間に係る国民年金保険料を納付することはできない。

- 3 請求期間①、②及び③当時に請求者が住民登録していたB市は、請求者の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付状況を確認できる資料については、保存期限経過により、保管していない旨回答している。

そのほか、請求者が請求期間①、②及び③の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、当該期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①、②及び③の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 関東信越（東京）（受）第2400035号
厚生局事案番号 関東信越（東京）（国）第2400018号

第1 結論

請求期間のうち、昭和57年8月から昭和58年10月までの期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

また、請求期間のうち、昭和62年10月から平成2年6月までの期間については、国民年金保険料を免除されていた期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和57年8月から昭和58年10月まで
② 昭和62年10月から平成2年6月まで

請求期間①については、昭和57年8月に会社を退職後、国民年金の加入手続を行った覚えはないが、国民年金保険料の納付書が届いたので自宅近くの金融機関にて毎月5,000円ぐらいの金額を納付していた。

請求期間②については、昭和62年10月に会社を退職後、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の免除を申請した覚えはないが、雇用保険の失業給付を受けていたことから、当該期間は国民年金保険料が免除されていたのだと思う。

請求期間①及び②は、いずれも未納と記録されているので、調査の上、請求期間①は国民年金保険料の納付済期間に、請求期間②は国民年金保険料の免除期間に記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①については、請求者が当該期間の国民年金保険料を納付するためには、請求者は昭和57年8月8日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失後、国民年金の加入手続を行い、国民年金手帳記号番号（以下「国民年金番号」という。）の払出を受けなければならないところ、請求者がこれまでに1冊のみ交付されたとする、現在所持している年金手帳には、国民年金の記号番号欄に国民年金番号の記載はない。

また、請求期間①当時、請求者が居住していたA市を管轄する社会保険事務所（当時）が昭和57年6月以降に同市へ払い出した国民年金番号に係る被保険者の氏名について、国民年金番号払出簿により目視の調査を行ったが、当該払出簿に当該期間当時の請求者の氏名は確認できず、社会保険オンラインシステム及び年金情報総合管理・照合システムにより氏名検索の調査

を行ったものの、請求者に対して国民年金番号の払出を確認することはできない。

さらに、請求者に係るオンライン記録によると、請求期間①に係る国民年金被保険者資格の取得及び喪失の入力処理は、平成11年8月3日に遡って行われており、当該入力処理が行われるまで、当該期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

加えて、請求者が請求期間①当時に居住していたA市は、当該期間当時の国民年金関係の資料及び帳簿類等は保管していない旨陳述している。

そのほか、請求者が請求期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、当該期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

2 請求期間②について、請求者が国民年金保険料の免除を受けるためには、請求者は厚生年金保険の被保険者資格を喪失後に国民年金の加入手続を行った上、当該期間に係る国民年金保険料の免除を毎年度申請する必要がある、当該申請がなされた場合その承認又は却下について申請者に通知される取扱いであったところ、請求者はこれら手続及び申請を行い、承認通知書を受け取った記憶はない。

また、請求者に係るオンライン記録によると、請求期間②に係る国民年金被保険者資格の取得及び喪失の入力処理は、平成11年8月3日に遡って行われており、当該入力処理が行われるまで、当該期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、国民年金保険料の免除を申請することはできない。

さらに、請求者が請求期間②当時に居住していたB市及びA市は、当該期間当時の国民年金関係の資料及び帳簿類等は保管していない旨回答または陳述している。

そのほか、請求者が請求期間②の国民年金保険料を免除されていたことを示す関連資料はなく、当該期間の国民年金保険料を免除されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間②に係る国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。